30 日 獣 発 第 32 号
平成 30 年 4 月 26 日

地方獣医師会会長　各 位

公益社団法人　日 本 獣 医 師 会
会　長　　藏　内　勇　夫
（公印及び契印の押印は省略）

農業保険等への加入推進に係る協力依頼について

このことについて、平成 30 年 3 月 30 日付け 29 生産第 2432 号及び 29 経営第 3625 号をもって、農林水産省生産局長、農林水産省経営局長の連名で別添のとおり通知がありました。

このたびの通知は、近年多発する自然災害に対する備えとして、農業者へ農業保険等への加入を呼びかけるよう依頼されたものです。

ついては、貴会関係者に周知方よろしくお願いいたします。

本件内容の問合せ先
公益社団法人
日本獣医師会：事業担当　福田
TEL　03-3475-1601

２９生産第２４３２号
２９経営第３６２５号
平成３０年３月３０日

（公社）日本獣医師会会長　殿

農林水産省生産局長

農林水産省経営局長

農業保険等への加入推進に係る協力依頼について

平素より、農林水産行政の推進について、ご理解とご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

近年、台風、大雪、地震などの自然災害が多発しており、これまで災害が発生していなかったような地域を含めて農作物や園芸施設、畜舎等に被害が発生しています。

農業は自然災害の影響を受けやすい産業であることから、そのリスクに備えるため、公的な保険制度として、農業共済制度が措置されるとともに、平成31年１月からは収入保険制度が導入されることとなっています。

災害対策としては、農業保険（農業共済及び収入保険）への加入が基本であり、農業保険以外の特別な対策は、過去に例のないような甚大な災害が発生した場合に限られることから、農業者が自ら農業保険に加入することにより、「備えあれば憂いなし」の農業生産体制を構築することが重要です。

特に、園芸施設は経営に不可欠な生産施設であることから、今後も起こり得る甚大な自然災害に対し、園芸施設共済に加入して農業者が自ら備えることが必要です。

しかしながら、農業共済への加入率は、品目、地域等によって、必ずしも高い状況にあるとは言えず、農業共済等に加入していない農業者が被災し、経営継続が危ぶまれるケースも見られます。

また、農業保険では対象としていない農業機械や畜舎等についても、自然災害時の被害に備え、農業者の資産を保全するために、民間の保険の活用を推進していくことが重要です。

このため、農林水産省においては、農業共済団体と連携し、園芸施設共済を始めとする農業保険への加入推進に取り組んでいるところですが、貴会におかれても、下記のとおり、農業保険等への加入に向けた取組みにご協力いただくようお願いいたします。

公益社団法人日本獣医師会
受付
30. 4.
第 20

記

1．加入の働き掛け等

① 農業者に対し、別添のパンフレットを直接又は広報誌に掲載する等の方法により配付していただきたい。

② 農業共済組合等が農業者に対し、農業保険の説明を行う機会が得られるよう、農業者の集まる場等を提供していただきたい。

③ 貴会から貴会の会員に対し、上記①及び②と同様の取組を行うよう働き掛けていただきたい。

2．農業者情報の提供

農業共済組合等においては、農業共済の未加入者に対し、戸別訪問により加入の働き掛けを行っています。この戸別訪問を効果的に行うため、貴会が保有している農業者（特に新規就農者）に関する情報（氏名、住所、電話番号等）について、本人の同意を得るなど個人情報保護に留意しつつ、農業共済組合等に提供していただきたい。

また、貴会から貴会の会員に対し、同様の情報提供を行うよう働き掛けていただきたい。

◇　近年多発する自然災害に対して、農業者自らが備えをしておくことが重要になっています。

◇　こうした中、農業共済は、自然災害等により作物・家畜・園芸施設に損害が生じた場合に、共済金が支払われる公的な保険制度です。

農業共済への加入が災害対策の基本です。
農業共済以外の特別対策は、過去に例のないような甚大な気象災害が発生した場合に限られます。

◇　農業共済では、加入者の負担を軽減するため、掛金の原則50%を国が負担します。

◇　自然災害等に備えて、**農業共済に加入しましょう!!**

農林水産省

※以後のページに記載されている共済掛金、共済金は全国の平均的な金額であり、実際には地域や農業者ごとに異なります

農作物共済
（収穫量が減少した場合に補償します）

対象品目

水稲・陸稲・麦

補償対象となる事故

風水害、干害、冷害、雪害、その他気象上の原因（地震及び噴火を含む。）による災害、火災、病虫害及び鳥獣害

補償期間

移植期（直播の場合は発芽期）から収穫期

主な補償内容

主なメニュー

以下のメニューから、農業者が選択できます

全相殺方式	農業者ごとに、収穫量が９割を下回った場合に共済金を支払います
半相殺方式	農業者ごとに、収穫量が８割を下回った場合に共済金を支払います
災害収入共済方式	農業者ごとに、収穫量が減少した場合であって、生産金額が９割を下回った場合に共済金を支払います
一筆方式(※)	ほ場ごとに、収穫量が７割を下回った場合に共済金を支払います

※33年産までで廃止となります

試算例(10a当たり)

	水稲（全相殺方式）	水稲（半相殺方式）	麦（災害収入共済方式）
農業者が支払う共済掛金	578円	300円	2,223円
収穫量が50%減少した場合に支払われる共済金	3．6万円	2．7万円	2．3万円
収穫量が皆無になった場合に支払われる共済金	8．1万円	7．2万円	5．3万円

※共済掛金には国の補助があります。上記「農業者が支払う共済掛金」は、国が補助した後の農業者の実負担額です。

果樹共済

対象品目

うんしゅうみかん、なつみかん、いよかん、指定かんきつ、りんご、ぶどう、なし、もも、おうとう、びわ、かき、くり、うめ、すもも、キウイフルーツ、パインアップル

【指定かんきつ】
はっさく、ぽんかん、ネーブルオレンジ、ぶんたん、たんかん、さんぼうかん、清見、日向夏、セミノール、不知火、河内晩柑、ゆず、はるみ、レモン、せとか、愛媛果試第28号、甘平

収穫共済
（収穫量が減少した場合に補償します）

補償対象となる事故

風水害、干害、寒害、雪害、その他気象上の原因（地震及び噴火を含む。）による災害、火災、病虫害、鳥獣害

補償期間

花芽の形成期(春枝の伸長停止期)から果実の収穫期

主な補償内容

主なメニュー

以下のメニューから、農業者が選択できます

全相殺方式	農業者ごとに、収穫量が８割を下回った場合に共済金を支払います
半相殺減収総合方式	農業者ごとに、収穫量が７割を下回った場合に共済金を支払います
災害収入共済方式	農業者ごとに、収穫量が減少した場合であって、生産金額が８割を下回った場合に共済金を支払います
特定危険方式(※)	農業者ごとに、暴風雨、ひょう害、凍霜害によって収穫量が８割を下回った場合に共済金を支払います

※33年産までで廃止となります

試算例(10a当たり)

	うんしゅうみかん (災害収入共済方式)	りんご (半相殺減収総合方式)	ぶどう (半相殺減収総合方式)
農業者が支払う共済掛金	5,184円	7,261円	7,546円
収穫量が50%減少した場合に支払われる共済金	8．6万円	7．5万円	12．5万円
収穫量が皆無になった場合に支払われる共済金	23．0万円	26．0万円	43．0万円

※共済掛金には国の補助があります。上記「農業者が支払う共済掛金」は、国が補助した後の農業者の実負担額です。

樹体共済
（樹体に損害を受けた場合に補償します）

補償対象となる事故

気象災害等による樹体の枯死、流出、滅失、埋没、損傷による損害

補償期間

農業共済組合が定める日から１年間

補償内容

樹体が損害を受けた場合に、樹体の資産価値の８割を上限として共済金を支払います

※樹体の資産価値は、加入した樹齢から抜根する樹齢までに得られる利益を考慮して算定します

※樹体の資産価値の１割又は１０万円のいずれか小さい方の額を超えない損害の場合は、共済金を支払いません

27年度から補償内容を拡充しました

1．樹体の資産価値を引き上げました

2．損害があったと判定する基準を樹体の２/３以上の被害から１/２以上の被害に緩和しました

試算例(10a当たり)

（25年生の場合、付保割合8割）

	うんしゅうみかん (資産価値214万円)	りんご (資産価値305万円)	なし (資産価値453万円)
農業者が支払う共済掛金	2,382円	16,145円	11,885円
半損になった場合に支払われる共済金	86万円	122万円	181万円
全損になった場合に支払われる共済金	171万円	244万円	362万円

※共済掛金には国の補助があります。上記「農業者が支払う共済掛金」は、国が補助した後の農業者の実負担額です。

畑作物共済
（収穫量が減少した場合に補償します）

対象品目

ばれいしょ、大豆、小豆、いんげん、てん菜、さとうきび、茶（一番茶）、そば、スイートコーン、たまねぎ、かぼちゃ、ホップ、蚕繭

補償対象となる事故

風水害、干害、冷害、凍霜害、ひょう害、その他気象上の原因（地震及び噴火を含む。）による災害、火災、病虫害及び鳥獣害

補償期間

発芽期（移植をする場合は移植期）から収穫期

主な補償内容

主なメニュー

以下のメニューから、農業者が選択できます

全相殺方式	農業者ごとに、収穫量が８割（ばれいしょ、大豆及びてん菜は９割）を下回った場合に共済金を支払います
半相殺方式	農業者ごとに、収穫量が７割（大豆は８割）を下回った場合に共済金を支払います
災害収入共済方式	農業者ごとに、収穫量が減少した場合であって、生産金額が８割を下回った場合に共済金を支払います
一筆方式(※)	ほ場ごとに、収穫量が７割を下回った場合に共済金を支払います

※33年産までで廃止となります

試算例(10a当たり)

	大豆（全相殺方式）	大豆（半相殺方式）	茶（災害収入共済方式）
農業者が支払う共済掛金	1,900円	1,173円	3,424円
収穫量が50%減少した場合に支払われる共済金	2．2万円	1．5万円	6．4万円
収穫量が皆無になった場合に支払われる共済金	4．9万円	4．0万円	17．0万円

※共済掛金には国の補助があります。上記「農業者が支払う共済掛金」は、国が補助した後の農業者の実負担額です。

家畜共済
（家畜が死亡・廃用になった場合と診療費を補償します）

対象品目

牛	成牛（原則として出生後第６月以降のもの） ※子牛・胎児（授精後240日以上のもの）についても農業者の選択により対象にできます
馬	原則として出生年の翌年以降のもの
種豚	出生後第６月以降のもの
肉豚	出生後第20日又は離乳した日以降のもの

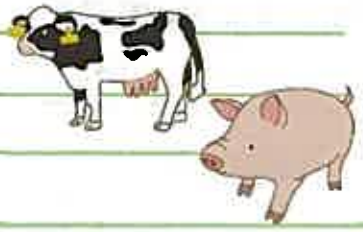

補償対象となる事故

死廃事故	死亡、廃用（行方不明を含む。）
病傷事故	疾病及び傷害（牛の胎児、肉豚は除く。）

補償期間

共済掛金の支払日の翌日から１年間

補償内容

死廃事故	家畜が死亡･廃用となった場合に、家畜の資産価値の８割を上限として共済金を支払います ※割合は農業者が選択できます
病傷事故	家畜が疾病や傷害で獣医師の治療を受けた場合に、診療費を共済金として支払います（ただし、初診料は農業者の負担です）

試算例(1頭当たり)

（付保割合8割の場合）

	搾乳牛 (35月齢) (資産価値60万円)	肥育牛 (20月齢) (資産価値80万円)	肉豚 (資産価値1.3万円)
農業者が支払う共済掛金	32,512円	20,985円	1,035円
死亡した場合に支払われる共済金	48万円	64万円	1万円
治療を受けた場合に支払われる共済金(1件当たり)	13,000円	9,000円	－

※共済掛金には国の補助があります。上記「農業者が支払う共済掛金」は、国が補助した後の農業者の実負担額です。

園芸施設共済
（園芸施設が損害を受けた場合に補償します）

対象品目

ガラス温室、ビニールハウス、雨よけ施設等
※附帯施設及び施設内で栽培される農作物についても、農業者の選択により対象にできます

補償対象となる事故

風水害、ひょう害、雪害、その他気象上の原因（地震及び噴火を含む）による災害、火災、破裂、爆発、航空機の墜落及び接触、航空機からの物体の落下、車両及びその積載物の衝突及び接触、病虫害並びに鳥獣害

補償期間

共済掛金の支払日の翌日から１年間

主な補償内容

施設が損害を受けた場合に、施設の資産価値(注1)の８割を上限に共済金を支払います(注2)。
※　農業者の選択により、復旧費用の補償、撤去費用の補償も追加できます。

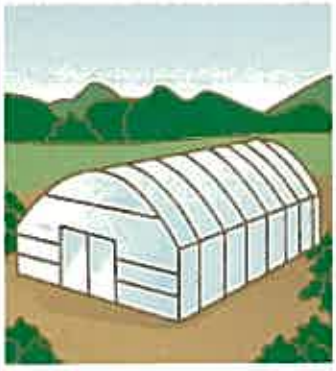

〈パイプハウスの場合〉

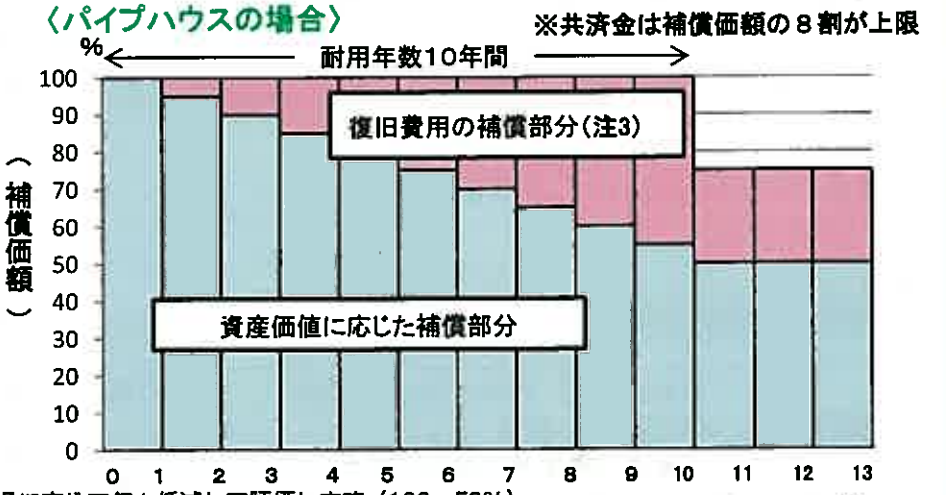

（注1）資産価値は、耐用年数の経過に応じて年々低減して評価します（100～50%）。
（注2）１棟ごとに、損害の額が３万円（又は補償価額の10%）を超えた場合に共済金を支払います。
（注3）復旧費用の共済掛金は、農業者の全額負担となります。

試算例(10a当たり)　（19㎜パイプハウス、耐久性軟質フィルム(被覆後１年未満)、付保割合８割）

	設置後４年経過の施設（資産価値276万円）		設置後10年経過の施設（資産価値222万円）	
	本体のみ	本体＋復旧費用	本体のみ	本体＋復旧費用
農業者が支払う共済掛金	26,429円	28,957円	21,258円	24,418円
半損になった場合に支払われる共済金	110万円	125万円	89万円	107万円
全損になった場合に支払われる共済金	220万円	250万円	178万円	214万円

※共済掛金には国の補助があります。上記「農業者が支払う共済掛金」は、国が補助した後の農業者の実負担額です。

30年度から補償内容を拡充しました

・被覆材（農ビ、農POの一部）の補償価額を引上げました。
・パイプハウスの本体の共済掛金が全国平均で約1割下がりました。また、危険段階別の共済掛金率により、共済金の支払の少ない農業者の掛金は更に下がります。

（参考）農業共済の見直しについて

農業共済については、平成29年6月に「農業災害補償法の一部を改正する法律」が可決・成立しました。農業者へのサービスの向上と負担軽減の観点から、平成31年１月以後に開始する共済責任期間（農作物共済は平成31年産）から、以下の見直しが行われます。

現　行	見直し後
米・麦の当然加入制	
○　米・麦は共済への加入が義務付け	○　任意加入制に移行します
引受方式	
○　米・麦の一筆方式 （被害ほ場の全筆を農業者が現地調査等を行って損害評価する方式）	○　廃止しますが、坪刈りをせずに目視で判定する一筆全損特例・一筆半損特例を設けることで、ほ場ごとの深い被害を補償します
○　果樹の特定危険方式及び園芸施設共済の短期加入 （災害の種類や期間を選択して加入する方式）	○　補償の総合化を図るため、廃止します
家畜共済	
○　死廃共済と病傷共済のセット加入	○　死廃共済と病傷共済に分離し、一方のみの選択もできるようにします
○　共済期間開始時の価値で補償	○　日々価値が増加する肥育牛等は事故発生時の価値で補償します
○　と畜場で発見される牛白血病	○　農業者が出荷した場合も家畜商経由の場合も共済金の対象にします
○　初診料は自己負担、その他の診療費は共済金で補償	○　診療費全体（初診料を含む）の１割を自己負担とします（現行の自己負担総額と同水準）
○　家畜の導入から２週間以内の事故は共済金の請求が不可	○　共済加入者間で取引された家畜は共済金の対象にします
園芸施設共済	
○　共済金の支払対象となる被害 （１棟ごとに３万円又は補償価額の10%超の被害）	○　3万円又は補償価額の5%超の被害があれば共済金を支払います。
○　掛金の国庫補助の限度 （１農家当たり共済金額８千万円まで）	○　2倍（1億6千万円まで）に引上げます
掛　金	
○　掛金率は農業者一律に設定	○　共済金の受取りが少ない農業者は掛金率の段階を下げていきます

農業共済の見直しの詳細については、農林水産省ホームページをご覧下さい

http://www.maff.go.jp/j/keiei/nogyohoken/syu_kyosai.html

具体的な内容や、共済への加入手続き等については、お近くの農業共済組合等へお問い合わせください

名　称	電話番号
北海道農業共済組合連合会	011-271-7212
青森県農業共済組合連合会	017-775-1161
岩手県農業共済組合	019-601-7491
宮城県農業共済組合	022-225-6701
秋田県農業共済組合連合会	018-884-5222
山形県農業共済組合	023-656-8988
福島県農業共済組合	024-521-2715
茨城県農業共済組合連合会	029-215-8881
栃木県農業共済組合	028-683-5531
群馬県農業共済組合	027-251-5631
埼玉県農業共済組合	048-645-2141
千葉県農業共済組合連合会	043-245-7449
東京都農業共済組合	042-381-7111
神奈川県農業共済組合	0463-94-3211
新潟県農業共済組合連合会	025-266-4141
富山県農業共済組合	076-461-5333
石川県農業共済組合	076-239-3111
福井県農業共済組合	0778-53-2701
山梨県農業共済組合	055-228-4711
長野県農業共済組合	026-217-5800
岐阜県農業共済組合連合会	058-270-0081
静岡県農業共済組合連合会	054-251-4396
愛知県農業共済組合	052-204-2411
三重県農業共済組合	059-228-5135

名　称	電話番号
滋賀県農業共済組合	077-524-4688
京都府農業共済組合	075-222-5700
大阪府農業共済組合	06-6941-8736
兵庫県農業共済組合連合会	078-332-7154
奈良県農業共済組合	0744-21-6312
和歌山県農業共済組合	073-436-0771
鳥取県農業共済組合	0120-031-559
島根県農業共済組合	0853-22-1478
岡山県農業共済組合連合会	086-224-5588
広島県農業共済組合	082-262-4711
山口県農業共済組合	083-972-7500
徳島県農業共済組合	088-622-7731
香川県農業共済組合	087-888-2121
愛媛県農業共済組合	089-941-8135
高知県農業共済組合	088-822-4346
福岡県農業共済組合連合会	092-721-5521
佐賀県農業共済組合連合会	0952-31-4171
長崎県農業共済組合連合会	0957-23-6161
熊本県農業共済組合	0964-25-3200
大分県農業共済組合	097-544-8110
宮崎県農業共済組合連合会	0985-27-4288
鹿児島県農業共済組合連合会	099-255-6161
沖縄県農業共済組合	098-833-8188

農林水産省経営局保険課	03-6744-2175

(30.4)

施設園芸農業者の皆様へ

近年、台風や大雪などの自然災害が多発しています。農業用ハウスは経営に不可欠な生産施設です。

今後も起こり得る自然災害等に備えて、公的な保険制度である農業保険に加入しましょう！

農業保険では、掛金の原則50%を国が負担（収入保険の積立方式の積立金は75%を国が負担）します。

（災害対策は、農業保険への加入が基本です。特別な対策は、過去に例のないような甚大な気象災害が発生した場合に限られます。）

セットでの加入をお勧めします！

＜園芸施設共済＞

- 自然災害等で農業用ハウスや附帯施設が損壊した場合に補償します。
- 共済掛金は1.2%程度（パイプハウスの本体の全国平均）です。
- 農業用ハウスを所有又は管理する農業者が対象です。

＜収入保険＞

H31年1月からスタート！

- 自然災害や価格低下などで、農産物の販売収入が減少した場合に補償します。
- 保険料率は１%程度（現時点の試算）です。
- 青色申告をしている農業者が対象です。

平成30年4月から補償が拡充されました！

- パイプハウスの本体の共済掛金が全国平均で約1割下がりました。また、危険段階別の共済掛金率により、共済金の支払の少ない農業者の掛金は更に下がります。
- 被覆材（農ビ、農POの一部）の補償価額を引上げました。

詳しい内容については、お近くの農業共済組合又は農林水産省経営局保険監理官（03-3502-7394）へお問い合わせください。

農林水産省

園芸施設共済の概要

園芸施設共済の対象

● ガラス温室、ビニールハウス、雨よけ施設等
※ 農業者の選択により、附帯施設、施設内で栽培する農作物も対象にできます。
（ただし、収入保険に加入する場合は、施設内農作物は園芸施設共済の対象にできません。）

補償期間

● 共済掛金の支払日の翌日から１年間

主な補償内容

● 施設が損害を受けた場合に、施設の資産価値(注1)の８割を上限に共済金を支払います(注2)。
※ 農業者の選択により、復旧費用の補償、撤去費用の補償も追加できます。

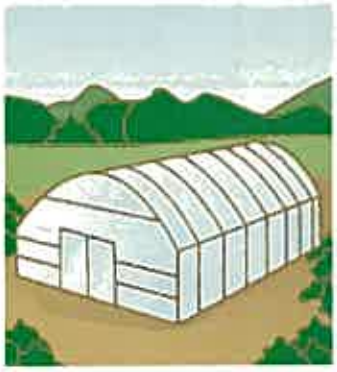

〈パイプハウスの場合〉

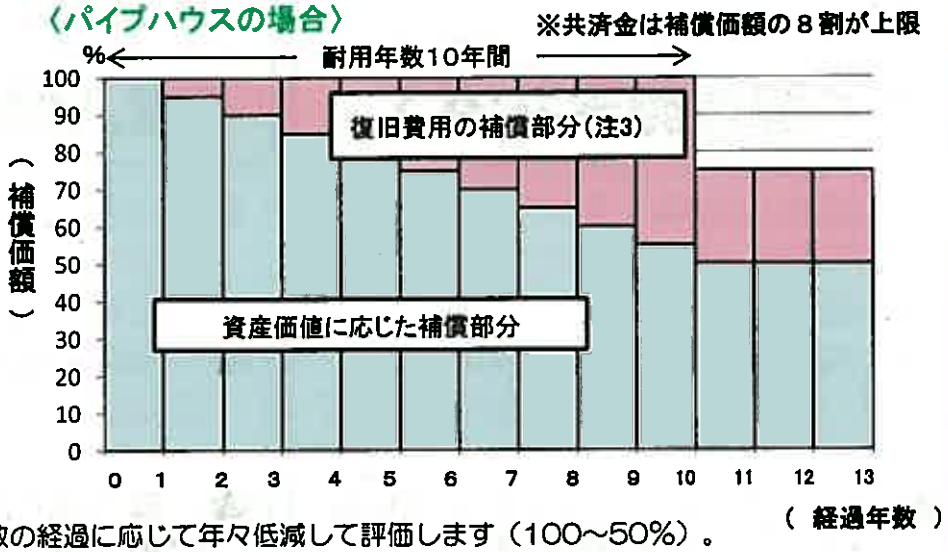

（注1）資産価値は、耐用年数の経過に応じて年々低減して評価します（100～50%）。
（注2）１棟ごとに、損害の額が３万円（又は補償価額の10%）を超えた場合に共済金を支払います。
（注3）復旧費用の共済掛金は、農業者の全額負担となります。

共済掛金（１年間分）、共済金の試算例（10a当たり）

（19㎜パイプハウス、耐久性軟質フィルム(被覆後１年未満)、付保割合８割）

	設置後４年経過の施設 (資産価値276万円)		設置後10年経過の施設 (資産価値222万円)	
	本体のみ	本体＋復旧費用	本体のみ	本体＋復旧費用
農業者が支払う共済掛金	26,429円	28,957円	21,258円	24,418円
半損になった場合に支払われる共済金	110万円	125万円	89万円	107万円
全損になった場合に支払われる共済金	220万円	250万円	178万円	214万円

※ 共済掛金には国の補助があります。上記「農業者が支払う共済掛金」は、国が補助した後の農業者の実負担額です。

（30. 4）

農業経営者ごとの収入全体を対象とした総合的なセーフティネットとして、収入保険制度を導入します。

収入保険制度の対象者は、青色申告を行っている農業者です。

・　加入申請時に青色申告実績が１年分あれば加入できるので、就農して間もない方や、現在、白色申告を行っている方でも早期に加入できます。

※　青色申告には、複式簿記の方式のほかに、現金出納帳等に日々の取引と残高を記帳すればよい「簡易な方式」があり、白色申告を行っている方でも、容易に取り組めます。

※　青色申告を始める方は、３月15日までに、最寄りの税務署に青色申告承認申請書を提出してください。
　地域のＪＡや農業委員会等でも無料相談や代行サービスなどのサポートをしています。

自然災害だけでなく、価格低下なども含めた収入減少をサポートします。

・　自然災害による収量減少に加え、価格低下など農業者の経営努力では避けられない収入減少を補償します。（捨て作りや意図的な安売り等については補償の対象外です。）

品目の限定は、基本的にありません。

・　米、畑作物、野菜、果樹、花、たばこ、茶、しいたけ、はちみつなど、ほとんどの農産物をカバーします。簡易な加工品（精米など）も含みます。

・　収益性の高い野菜などの生産・販売や複合経営などに取り組みやすくなります。

・　なお、肉用牛、肉用子牛、肉豚、鶏卵は、マルキン等が措置されているので別立てにします。

※　収入保険制度と農業共済、ナラシ対策、野菜価格安定制度等の類似制度については、どちらかを選択して加入することになります。

※　なお、米については、水田フル活用への支援やきめ細かな情報提供を通じて、引き続き、その需給の安定を図ってまいります。

農業者ごとに、保険期間の収入が基準収入の９割を下回った場合に、下回った額の９割を補てんします。
（支払率）　（補償限度）

・　「掛捨ての保険方式」と、「掛捨てとならない積立方式」の組合せで補てんします。

・　保険料については50%、積立金については75%の国庫補助を行います。

・　保険料（掛金）率は1.0%程度（現時点の試算）となります。また、自動車保険と同じように、保険金の受取が少ない方は、保険料（掛金）率の段階が下がっていきます。

注）農業者は保険料・積立金とは別に、事務費を支払います。

（※5年以上の青色申告実績がある場合）

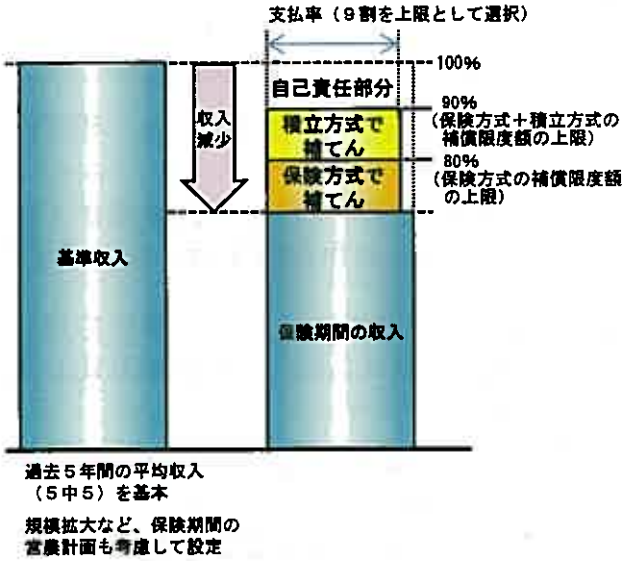

※　例えば、基準収入が1000万円の農業者は、29.7万円（保険料7.2万円と、積立金22.5万円）を用意すれば、万一の場合にも、800万円台の収入が確保されます。

窓口は、地域の農業共済組合が担当しますので、御相談ください。

・　実施主体は、農業共済団体が新たに設立する全国連合会となりますが、加入申請等の窓口業務は、地域の農業共済組合等が担当します。

・　収入保険制度に関する御質問がありましたら、最寄りの農業共済組合に、是非、御相談ください。

あわせて、農業者へのサービス向上と負担軽減の観点から、農業共済の見直しを行います。

・　農業者に損害評価員をお願いしている米麦の一筆方式は廃止しますが、坪刈りをせずに目視で判定する一筆全損特例・一筆半損特例を設けることで、一筆ごとの深い被害を補償します。

・　牛白血病や家畜の導入後２週間以内に発生する事故の補償を拡充します。

・　一律となっている掛金を、収入保険制度と同じように、危険段階別に設定します。（共済金の受取が少ない方は、掛金率の段階が下がっていきます。）

※　収入保険制度は、平成31年１月からスタートします。

(29.11)

農業者情報を提供していただく際の、各都道府県の農業共済組合等の連絡先は下記のとおりです

名　称	電話番号
北海道農業共済組合連合会	011-271-7212
青森県農業共済組合連合会	017-775-1161
岩手県農業共済組合	019-601-7491
宮城県農業共済組合	022-225-6701
秋田県農業共済組合連合会	018-884-5222
山形県農業共済組合	023-656-8988
福島県農業共済組合	024-521-2715
茨城県農業共済組合連合会	029-215-8881
栃木県農業共済組合	028-683-5531
群馬県農業共済組合	027-251-5631
埼玉県農業共済組合	048-645-2141
千葉県農業共済組合連合会	043-245-7449
東京都農業共済組合	042-381-7111
神奈川県農業共済組合	0463-94-3211
新潟県農業共済組合連合会	025-266-4141
富山県農業共済組合	076-461-5333
石川県農業共済組合	076-239-3111
福井県農業共済組合	0778-53-2701
山梨県農業共済組合	055-228-4711
長野県農業共済組合	026-217-5800
岐阜県農業共済組合連合会	058-270-0081
静岡県農業共済組合連合会	054-251-4396
愛知県農業共済組合	052-204-2411
三重県農業共済組合	059-228-5135

名　称	電話番号
滋賀県農業共済組合	077-524-4688
京都府農業共済組合	075-222-5700
大阪府農業共済組合	06-6941-8736
兵庫県農業共済組合連合会	078-332-7154
奈良県農業共済組合	0744-21-6312
和歌山県農業共済組合	073-436-0771
鳥取県農業共済組合	0120-031-559
島根県農業共済組合	0853-22-1478
岡山県農業共済組合連合会	086-224-5588
広島県農業共済組合	082-262-4711
山口県農業共済組合	083-972-7500
徳島県農業共済組合	088-622-7731
香川県農業共済組合	087-888-2121
愛媛県農業共済組合	089-941-8135
高知県農業共済組合	088-822-4346
福岡県農業共済組合連合会	092-721-5521
佐賀県農業共済組合連合会	0952-31-4171
長崎県農業共済組合連合会	0957-23-6161
熊本県農業共済組合	0964-25-3200
大分県農業共済組合	097-544-8110
宮崎県農業共済組合連合会	0985-27-4288
鹿児島県農業共済組合連合会	099-255-6161
沖縄県農業共済組合	098-833-8188

平成30年３月30日
農林水産省経営局保険課
企画調査班

農業保険等への加入推進に係る協力依頼の通知について

日頃から農林水産行政の推進に御高配を賜り、誠にありがとうございます。

この度、農業保険等への加入推進に係る協力依頼通知が発出されましたので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

なお、通知に記載しておりますが、農業者情報を農業共済組合等へ提供していただく際には、別添の各都道府県の農業共済組合等にご連絡いただくようお願いいたします。

また、本通知に関するお問い合わせ先については、下記のとおりとなりますので、ご不明な点等ございましたらご連絡下さい。

【連絡先】
農林水産省経営局保険課　企画調査班
電　話：03-6744-2175
E-mail：hokenka_kikaku@maff.go.jp